

大和市告示第46号

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱（平成18年大和市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第3条中「もの」を「とおり」に改める。

第5条中「交付を」を「交付が」に改める。

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄第2項各号列記以外の部分中「耐震診断」の次に「、耐震改修」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 耐震改修については、前号の規定による耐震診断を実施し、かつ、耐震改修を行う必要があると診断された集会施設を対象とし、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める工事とする。

ア 木造の場合 I w 値（上部構造評点）が1.0未満と診断された建物のそれを1.0以上に引き上げる改修工事

イ 非木造の場合 I s 値（構造耐震指標）が0.6未満と診断された建物のそれを0.6以上に引き上げる改修工事

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄第4項第3号中「耐震診断費」の次に「及び耐震改修費」を加え、同項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 耐震改修費 2,500,000円

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄第4項第6号中「それ」を「これ」に改める。

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄第5項中「国が」を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。